令和3年第2回臨時会議決結果

第2回臨時会が令和3年11月16日に1日限りの会期で開催されました。 2議案が上程され、次のとおり議決されました。

【予算】

●令和3年度芦屋町一般会計補正予算(第3号)

(可決 満場一致)

歳入、歳出それぞれ8,000万円の増額補正です。

- 歳入=「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る国庫補助金」を計上したほか、財政調整基金繰入金を増額計上しています。
- 歳出=新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る費用を計上したほか、「情報通信ネットワーク設定変更業務委託」を計上しています。

●令和3年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第2号)

(可決 満場一致)

「学校給食調理業務等委託」について、今年度中に新たな業者選定を行う必要があるため、 業務委託費に関する経費、9,455 万 6,000 円を債務負担行為として追加するものです。

【報告】

●専決処分事項の報告

芦屋町地域情報伝達システム整備工事の請負契約の変更について、地方自治法第180条 第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

●専決処分事項の報告

町営住宅の住宅使用料等滞納者に対し、住宅等の明け渡し及び未払い住宅使用料等の支払いを求める訴えを提起したことについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

●専決処分事項の報告

町営住宅の住宅使用料等滞納者に対し、住宅等の明け渡し及び未払い住宅使用料等の支払いを求める訴えを提起したことについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものです。